

第1回文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会議事録

1. 開催日 平成24年4月23日(月) 16:00～16:30
2. 場所 中央合同庁舎第7号館旧文部省庁舎(文化庁)2階 第2会議室
3. 出席者 委員 稲葉委員, 金子委員, 神崎委員, 河野委員, 五味委員, 西村委員
宮田委員
文化庁 河村次長, 石野文化財部長, 大和文化財鑑査官, 湊屋伝統文化課長
矢野記念物課長, 村田参事官, 塩川文化財国際協力室長,
小林世界文化遺産室長, その他関係官
4. 議事内容

※議題2までは非公開。

○部会長に西村委員, 部会長代理に神崎委員が選出された。

○「文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会運営規則」, 「文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会における特別委員会の設置について」, 「世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会委員」, 「世界文化遺産・無形文化遺産部会無形文化遺産特別委員会委員」, 及び「文化審議会席文化遺産・無形文化遺産部会の会議の公開について」了承された。

(傍聴者入室)

【西村部会長】 それでは, 一言御挨拶をさせていただきます。

先ほどの非公開の部分の部会で部会長に推挙されました西村です。どうぞよろしく願いしたいと思います。

世界文化遺産の特別委員会と無形文化遺産特別委員会は, それぞれ今までも活発に活動してきておって, それの上に, 二つの部会のメンバーと一緒に議論できるような, こういう部会ができるというのは, これはうまくどういう機能が果たせるのかは, これからの, ここでの議論にかかっていると思うわけです。

いずれにしても, 松浦前ユネスコ事務局長の時代に無形文化遺産の条約ができて, いわゆる六条約体制というのができた。そこには日本の文化財保護法が持っている法体系というのが, それなりに役に立ったのではないかとっておるんです。という意味では, 両方が一緒に議論できる場がうまく機能するというのは非常に大事じゃないか。私も世界遺産

を議論していて、やはり世界遺産といっても、それをつくり出す技術や職人の人たちがいないとつukれないわけで、そういう意味では無形のものと同様に切り離されない関係があると、よく議論されるわけですが、なかなかそれぞれの専門家が一緒に議論する機会がなかったので、こういう形でうまくいくのを本当に期待したいと思います。

奈良のオーセンティシティの奈良文書というのがありますけれども、あれが10周年のときに、2004年でしたか、やはり奈良で世界中の有形と無形の専門家が集まって、初めていろいろ議論する場がありました。あまり実りが多かったとも言いきいかもできませんけれど、初めてあったという意味で、お互いの違いも随分よくわかって、その場で大和宣言というのを採択したんですね。大和宣言は出発点という意味で、それはそれとして、今でもそれぞれの世界のいろいろな会議の中で、大和宣言というのはあるんだということはリファアされますので、それにも日本はそれなりの役割を果たしてきたんじゃないかと思ひます。

ということで、うまくこの部会が機能するように皆さん方の御協力をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、その他の報告事項です。本日は最初の部会ということもありまして、世界文化遺産及び無形文化遺産の特別委員会を設置することを決定した直後ですので、本格的な議論は難しい状況ですけれども、それぞれの遺産の最近の状況について事務局から説明をお願いしたいと思ひます。

まず、世界文化遺産について、御説明をよろしくお願ひいたします。

【小林世界文化遺産室長】 それでは、時間も足りなくなっておりますので、大変恐縮ですが、簡単に資料7から9に基づきまして、まず有形の世界遺産のほうの御説明をさせていただきますと思ひます。

世界遺産につきましては、資料7でございますけれども、現在、ユネスコの条約に基づきまして、締結国数が189か国となっておりますが、いわゆる世界遺産リストといわれるものへの記載プロセスといたしましては、各締約国が世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した暫定一覧表を提出することとなっております。その後、各締約国が暫定一覧表の記載物件のうち、世界遺産一覧表に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦するという形になっております。これに対して、現在21か国でございますけれども、世界遺産委員会が世界遺産一覧表への記載の可否を決定するということで、現在、日本も、昨年の秋の総会で世界遺産委員国となったところでございます。

世界遺産の総数は、現在936件、文化遺産が725件と大変多くなってございます。また、我が国の世界遺産のリストは、改めて申し上げるまでもございませませんが、文化遺産につきましては、現在12件、それから自然遺産4件となっております。

また、5番のところですが、我が国の暫定一覧に現在、記載されている物件は、文化遺産が、現在、推薦中の富士山、鎌倉を含めまして12件、自然遺産は現在ないところでございます。

また、平成4年に記載されました2件は、国のほうで当時、次に暫定一覧に乗せるものを決定していたときのものがございますけれども、その後、いわゆる公募制ということで、関係自治体のほうから公募していただくという手法をとりまして、平成18年度と19年度にそのような公募を行った結果、平成19年、21年、22年にそれぞれ、現在、暫定一覧にこちらの12件が記載されているところでございます。

また、1枚おめくりいただきまして2ページですが、現在の世界遺産・文化遺産の通常のプロセスでございます。これは世界遺産暫定一覧表を世界遺産委員会に提出した後でございますけれども、それぞれの遺産につきまして、これが世界遺産のいわゆる基準となりますが、顕著な普遍的価値の証明をするということと、それに伴いまして、具体的な保全方策の方法を決定する。これは例えば文化財指定ですとか選定等が中心になってございますけれども、そのような保全方策をとれたものから順次推薦を、今回できました世界文化遺産・無形文化遺産部会、それから、その前に世界遺産特別委員会のほうで御審議いただいて、最終的には政府として決定を行うために、外務省が主催しております関係省庁連絡会議で決定するという形になっております。

これが、最初、いわゆる正式なバージョンを出す前に、まず暫定版を毎年9月末に出すことになっております。それを出すとユネスコのほうで形式審査を行いまして、そこで問題がないということであると、基本的には同じプロセスで、正式版を再度国内の手続を経て提出をするということでございます。毎年2月1日までに正式版を出すということでございます。

また、その後、提出した後ですけれども、イコモスという国際、いわゆるNGOですが、こちらの専門機関で現地審査も含め、約1年半、審査をするということで、実際にイコモスの結果が出るのが毎年、例年5月、それから、その後、イコモスの評価結果に基づいて、世界遺産委員会で登録の可否を6月から7月に大体行うというのが一般的なプロセスでございます。

その際に、世界遺産委員会の決議、イコモスの審査も同様ですけれども、四つのカテゴリーで結果が出まして、2ページ目の下のところの4段階でございます。4番の不記載になってしまうと同じ形でもう一度推薦することは不可能になってしまいます。

3ページ目でございますけれども、いわゆる世界遺産リストへの登録基準を、御参考までに掲げさせていただきました。こちらは条約ではなくて、いわゆる作業指針に基づいて規定されているクライテリアですけれども、パラグラフ77の i から vi までが文化遺産、その下が自然遺産に大体該当して適用されているものでございます。いずれか、あるいは複数の基準を適用することになっておりますけれども、文化遺産に関しまして vi 番の基準につきましては単独で使えないということになっております。

また、このほか、いわゆる完全性ですとか真実性、今、詳細を省かせていただきますが、それから、当然、保全、保護をきちんとするという管理体制ができていることなどが条件になっております。

以上が、一般的な世界遺産、文化遺産の御説明でございますけれども、報道などがされておりましたので、資料8で少し御紹介させていただきます。文化遺産の中でも、いわゆる産業遺産という分野が近年ございますが、そちらの産業遺産につきましては、今、特に稼働している、いわゆる企業の稼働中の資産もあるということなどにもかんがみまして、今回、新たに政府で新しいプロセスを検討した結果、3月23日に関係省庁連絡会議で決定されたものを御紹介させていただいております。

時間が大変短いので、恐縮ですが、2枚おめくりいただきまして、別紙3というところにスキームがございますので、その御説明だけさせていただきたいと存じます。

先ほど御紹介させていただきました世界遺産のいわゆる、今、まだ動いているというような産業遺産を含まない一般的な文化遺産の場合には、先ほど御説明したとおりでございます。今、お開きいただいている別紙3の点線の右側に該当します。つまり、地方公共団体から推薦書を提出していただいた後は、文化審議会、こちらの部会、あるいは世界遺産特別委員会でさまざまな御審議をいただきまして、その後、関係省庁連絡会議に提出して決める。ちょっと、すいません、図が分かりにくいのですが、最後の閣議了解となっておりますのは、稼働中のものだけでございまして、点線の右側には該当しません。通常文化遺産の場合は、まだ審議している最中でございますけれども、今のところ、関係省庁連絡会議で決めて推薦するというのが、現在の形になっております。

ただ、左側の稼働中の資産を含む案件ということで、これは一般的なルールでござい

す。地方公共団体のほうから、例えば、現在、推薦暫定リストをごらんいただきますと、九州・山口の案件などがこれに該当するわけですが、稼働中のものに関しましては、そのための特別委員会を今回、新たに内閣官房に設けることになりました。その特別委員会がさまざまな観点で、例えば、文化審議会には文化遺産としての、稼働資産、非稼働ものも含めまして、両方の価値に係る意見ですとか、資産の保全方策に係る意見を求め、それを特別委員会のほうに御助言いただくという案でございます。ほかの、例えば産業に係る審議会などからも意見が出る可能性があるというスキームになってございます。

ただ、それらの意見を、最終的には内閣官房に設置します稼働資産のための産業遺産に関する特別委員会で御検討いただき、事務局は内閣官房で推薦書を取りまとめていただきまして、それを関係省庁連絡会議に諮るという形になっております。こちらの図の一番最後の※印、小さい字で恐縮ですが、に書いてございますように、場合によっては、それぞれのスキームで、それぞれ別に審議したものが、ちょうど同じタイミングで推薦案件として出てくる場合がございます。その場合にはこの関係省庁連絡会議の前に、必要に応じて関係する閣僚による、要は政務による会議を開催する、あるいは何らかの判断をいただきまして、いずれかの案件を推薦候補とするかについて事前の調整をしまして、その調整をした上で、稼働中のものにつきましては閣議に諮ることになっております。

考え方といたしましては、この閣議なんですけれども、政府として、ちょっと先ほど御説明を飛ばさせていただいてしまったんですが、一番最初のページにございますように、この稼働中の産業遺産につきましては通常の文化遺産と少し違います。いわゆる産業を行っている所有者の意向を踏まえる必要があるということで、2パラグラフ目でございますように、文化財保護法などに限らず、最も適当な法律に基づく手法、あるいは地方公共団体の条例、または所有者との協定という手法も活用することを原則とするようになってございます。通常、今まで富士山ですとか、保護法だけでなく自然公園法など国の法律を使っているわけですが、その場合、国の役所の責任がかなり明確になっているということでございましたけれども、今回、新たに協定なども使うことも踏まえまして、政府による保全をしっかりとっていくことを閣議了解をするということで、文化庁としては解釈していることとでございます。

今のところ、稼働中ではない資産、いわゆる普通の文化遺産につきましては閣議了解することになってございませぬけれども、まだ少しこの議論が続いておりますので、また今後、何か変更がありましたら、御報告させていただきたいと思っております。

本当に駆け足で恐縮ですが、資料の9でございます。こちらは、今年、世界遺産条約がユネスコで採択されてからちょうど40周年という記念の年でございます、この資料から抜けていて恐縮ですが、1番につきましては、京都でユネスコの最終会合を我が国として開催する予定でございます。11月6日から8日を予定しております。

また、それとは別に文化関係の専門家会議でございますけれども、2番のところでございます。40周年の機会に、さまざまな条約の諸課題について、せっかく世界からいろいろな専門家が来るということで、少し、その専門家に40周年の京都での大きな会合だけではなくて、事前にさまざまな課題について御議論をいただく場ということで、文化庁が主催いたしましたして、兵庫の姫路市、それから富山、和歌山という世界遺産がある都道府県で専門家会合を事前あるいは事後に開催させていただく予定でございます。

以上でございます。

【西村部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容について何か御質問があればと思いますけれども。

随分駆け足で、時間がありませんでしたが、よろしいでしょうか。また、いろいろところでこの議論は続けられると思いますので。

次に、無形文化遺産について御説明をお願いしたいと思います。

【塩川文化財国際協力室長】 資料の10でございます。

無形文化遺産でございますが、資料10の1枚目でございます。無形文化遺産の保護に関する条約に基づくものでございます。条約のほうは、2004年に締結、2006年に発効ですので、世界遺産に比べますと、大体30年ぐらい遅く始まっているものでございます。無形遺産の概要としましては、芸能、社会的慣習、祭礼行事等でございます。

条約の内容でございますが、世界における無形遺産の保護、発展、振興、価値の認識の拡大ということで、そういう観点から緊急保護、国際援助とともに人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、いわゆる代表一覧表でございますが、これを作成することになっているわけでございます。現在のところ、黄色いところに書いてございますが、世界全体では23件が記載という状況です。我が国においては、下のところでございますが、今のところ20件が記載されている状況でございます。

1枚めくっていただいて、2ページがプロセスでございます。最速で2年サイクルという形になってございまして、文化審議会の御議論を踏まえて、1年目の3月末にユネスコに申請をいたします。その後、2年目以降に、現在のところでございますが、補助機関、今のところ

る6か国の政府代表から構成されておりますが、こちらでの検討を経て、最終的に勧告されて、政府間委員会で決定されるというものでございます。

その決定の区分でございますが、記載、情報照会、不記載ということで、いわゆる記載の延期がないのが世界遺産と異なる部分の1つでございます。

それから、3ページのほうに移らせていただきます。無形文化遺産の登録基準でございますが、締約国会議のほうが定めております運用指示書のほうで、段落2とありますが、このように規定されております。要件として、段落2の五つが規定されているわけでございますが、1番目が、条約に基づく無形文化遺産であること。2番目が、無形文化遺産の認識、対話を促進、多様性を反映、人類の創造性を証明する、貢献するということ。3番目が、保護措置。4番目が、幅広い自発的な同意を得て提案されていること。5番目が、国の目録に含まれていることという形で、この要件を満たすものについて、登録基準を満たすということになっているわけでございます。

非常に時間がない中、恐縮でございますが、無形についてのシステムとしては、このようになっているわけでございます。ユネスコの状況も毎年、いろいろ変わる中でございます。冒頭の次長のごあいさつにもございましたが、さまざまな議論をちょうだいできればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【西村部会長】 ありがとうございます。

それでは、この中身について、両方でも構いませんが、何か御意見等あれば。

よろしいでしょうか。

それでは、時刻が延びておりますが、今後の日程等について事務局よりお知らせしていただいて閉会にしたいと思います。

【小林世界文化遺産室長】 この後すぐでございますけれども、世界遺産特別委員会の第1回を3階の1の特別会議室で開催させていただきたいと思っております。

また、次回のこちらの部会の開催につきましては、7月中の開催をめどに考えておりますけれども、改めて先生方への日程調整をさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

【西村部会長】 それでは、これでおしまいにしてよろしいでしょうか。それでは、短い時間でしたけれども、ありがとうございます。今後とも、よろしく願いいたします。

— 了 —